

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表を除く俸給表の俸給月額を改定すること。（別表第一から別表第九まで関係）

二 勤勉手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百五（特定管理職員にあつては百分の百二十五、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百五）に引き上げること。また、再任用職員について、十二月期の支給割合を百分の五十（特定管理職員にあつては百分の六十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五）に引き上げること。（法第一条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

2 六月期の支給割合を百分の百（特定管理職員にあつては百分の百二十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百二・五）に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百（特定管理職員にあ

つては百分の百二十、指定職俸給表の適用を受ける職員にあつては百分の百二・五）に引き下げること。また、定年前再任用短時間勤務職員について、六月期及び十二月期の支給割合を百分の四十七・五（特定管理職員にあつては、百分の五十七・五）に引き上げること。（法第二条の規定による改正後の第十九条の七第二項関係）

第二 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正

一 俸給表の改定

1 第一号任期付研究員に適用する俸給表及び第二号任期付研究員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第六条関係）

2 特定任期付職員に適用する俸給表の俸給月額を改定すること。（一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項関係）

二 期末手当の改定

1 十二月期の支給割合を百分の百六十七・五に引き上げること。（法第三条の規定による改正後の一

般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項及び法第四条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項関係）

2 六月期の支給割合を百分の百六十五に引き上げ、十二月期の支給割合を百分の百六十五に引き下げること。（法第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律第七条第二項及び法第五条（第二号に係る部分に限る。）の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第八条第二項関係）

### 第三 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第一の二二及び第二の二二は令和五年四月一日から施行し、第一の一及び第二の一は令和四年四月一日から適用すること。
- 二 その他この法律の施行に関し必要な措置等を定めること。